



新富町公告 108号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定により、
漂流物引き渡しを受けたので、同法第25号第2項の規定により、下記の
とおり公告します。

なお、所有者は、新富町総務課に申し出てください。

令和2年7月15日

新富町長 小嶋 崇嗣



記

1 漂流物

受領物件：スタンドアップパドルボード

（全長：4.3m、全幅：0.7m、色：赤）

2 発見日時

令和2年7月5日（日） 午前11時35分

3 発見場所

新富町の東方沖約12キロメートル

4 その他参考事項

所有者不明

5 保管期限

令和3年1月15日（火）

6 問い合わせ先

新富町役場 総務課 危機管理係

電話 0983-33-6061

FAX 0983-33-4862